

A I チャットボットによる自動応答システム構築および運用業務
公募型プロポーザル方式実施公告

公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 4 年 3 月 31 日

企画振興部 DX 推進課デジタルインフラ整備室長

1 業務の概要

(1) 業務名

A I チャットボットによる自動応答システム構築および運用業務

(2) 業務の目的

本事業は、職員が県民からの相談業務の負担を改善する ICT ツールである A I チャットボットによる自動応答システムサービスを導入するものです。

(3) 業務内容

A I を用いて入力された質問に対して的確な回答を表示するサービスの提供

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 業務の実施場所

長野県庁（長野県長野市大字南長野字幅下 692-2）

(6) 履行期間又は履行期限

契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（サービス基幹部分は令和 4 年 4 月 25 日までに納入完了し、利用可能となること）

(7) 費用の上限額

2, 772, 000 円（消費税額及び地方消費税の額を含みます）

2 応募資格要件

本公募に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同

条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 本プロポーザル方式実施期間中に有効な入札参加資格を有しているか、以下の条件を満たしていること。
- ・法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
 - ・労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

3 参加申込書の作成・提出

本公募に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書及び資格要件具備説明書類総括書の作成様式

様式第1号及び様式第1号の附表によります。

同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書等の写しを添付してください。

(2) 誓約書の作成様式

要領様式第1号附表添付書類によります。

(3) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
	(担当) 小坂 広志
電 話	026-235-7071
ファクシミリ	026-235-0517
電子メール	infosys@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年4月6日（水） 午後5時（必着）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3（3）に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は、提出期限までにデジタルインフラ整備室に到達したものに限りまずので、必ず到達の有無を電話で3（3）の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を令和4年4月8日（金）までに、書面によりデジタルインフラ整備室長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりデジタルインフラ整備室長に対して非該当理由について説明を求められます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（3）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（7）その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所 3（3）に同じ。

（2）受付期限 令和4年4月8日（金） 午後5時（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（3）受付方法 業務等質問書（様式第4号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

（4）回答方法 デジタルインフラ整備室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年4月11日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

6 企画提案書の作成・提出

（1）企画提案書の作成様式

様式第3号による。

（2）企画提案資料の作成様式

様式第3号の附表又は任意様式（A4判）による。

企画提案資料は、別に定める仕様書（案）及び企画提案書別紙に示す内容を反映させるとともに、（5）の選定基準を参考に提案してください。

また、企画提案資料には、見積書（様式第12号）を添付してください。

企画提案資料の枚数は50枚を上限とします。

（3）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和4年4月14日（木） 午後5時（必着）

② 提出先 3（3）に同じ。

③ 提出部数 6部

④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は、提出期限までにデジタルインフラ整備室に到達したものに限りまので、必ず到達の有無を電話で3（3）の担当者に確認してください。

なお、必要に応じ、電子データでの提供を求める場合があります。

（4）選定基準

「AIチャットボットによる自動応答システム構築および運用業務委託候補者企画提案評価会議」（以下、「企画提案評価会議」という。）が、仕様書の考え方を前提として、別添「選定基準」に示す観点で審査を行います。

（5）選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。なお、審査の結果、最高点となった者の評価点の合計が満点の6割未満の場合は選定しません。
- ② 選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類により審査を行います。

（6）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりデジタルインフラ整備室長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書によりデジタルインフラ整備室長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、デジタルインフラ整備室において閲覧に供します。

（7）非選定理由に関する事項

- ① （6）②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりデジタルインフラ整備室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（3）に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ④ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ⑤ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑥ 提出された企画提案書は、企画提案評価会議における審査以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑦ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書によりデジタルインフラ整備室長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、デジタルインフラ整備室において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
	(担当) 小坂 広志
電 話	026-235-7071
ファクシミリ	026-235-0517
電子メール	infosys@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。